

計 画 書

大阪都市計画風致地区の変更（市決定）

都市計画大川風致地区を次のように変更する。

| 名 称 | 面 積 | 備 考 |
|--------|------------|---|
| 大川風致地区 | 約 177.7 ha | 条例の名称 「大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例」 (昭和 45 年 3 月 13 日制定) |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

人口減少・高齢社会の到来といった社会・経済状況の変化を踏まえた都市計画道路の変更に合わせて、区域区分のための土地の境界について整合を図るため、本案のとおり風致地区を変更しようとするものである。

(参 考)

1 . 変更内容

「大川風致地区」を変更する。

()内は旧を示す

| 名 称 | 面 積 |
|------------|------------------------------|
| 大 川 風致地区 | 約 177.7 ha (約 177.7 ha) |
| 夕 陽 丘 風致地区 | 約 27.4 ha |
| 四天王寺 風致地区 | 約 10.1 ha |
| 茶 臼 山 風致地区 | 約 38.4 ha |
| 聖 天 山 風致地区 | 約 110.2 ha |
| 杭 全 風致地区 | 約 2.9 ha |
| 合 計 | 約 366.7 ha (約 366.7 ha) |

2 . 変更に係る土地の区域 (約 0.0 ha)

「大川風致地区」

大阪市 都島区 片町一丁目 地内

中央区 大手前一丁目 地内

(5 頁 ~ 8 頁図面参照)